

WTO加盟後の中国

— 国際商事紛争処理(1)裁判 —

富山県貿易・投資アドバイザー 梶田 幸雄

はじめに

WTO加盟後の中国は、国際取引や外資導入などについてグローバル・ルールを適用するための立法および法改正を行ってきた。この立法内容については、先進資本主義国の企業や実務家からも一定の評価が与えられている。ところが、現実に国際商事紛争が生じた場合にはどうであるのか。前回指摘したとおり、必ずしも公正・平等な解決がなされているとはいえないようである。とりわけ地方政府に地場産業・企業を保護しようとする傾向が強く見られるという。これが地方保護主義（諸侯経済）といわれているものである。

そこで、今回からは国際商事紛争が生じた場合の処理方法と実務上の問題点について紹介する。はじめに国際商事紛争処理方法にはどのようなものがあるのかを概観し、このうち今回は裁判制度について簡単に紹介する（詳細は、拙著『中国国際商事仲裁の実務』中央経済社、2004年3月を参照いただきたい。）。

1. 国際商事紛争の処理方法

2003年3月の全国人民代表大会（日本の国会に相当する。）の席上、最高人民法院（最高裁判所）の活動報告が肖揚院長によって行なわれた。同報告によると、1998年から2002年までの5年間に全国の法院が受理した涉外事件は2万6,399件あり、年平均4%の割合で増加しているという。また、中国国際経済貿易仲裁委員会（日本の日本商事仲裁協会に相当）の仲裁受理件数は、3,395件であった。

以上の契約から生じる紛争を(1)紛争当事者、(2)紛争内容、(3)紛争解決法、(4)紛争解決機関により類型化すると、以下の表2のとおりである。

この紛争解決法として、大別すると2つの類型がある。一般に(1)裁判および(2)裁判外紛争処理法という類型化が行なわれている。そして、裁判外

表1 中国の経済事件取扱件数

	1998～2002年	前5年比伸比率
人民法院（受理件数）		
市場経済秩序事件（二セモノ、密輸、脱税、偽札など）	71,213	68%
商事事件（企業再編、破産、売買、金融、リースなど）	6,700,000	9%
知的所有権事件	23,636	40%
涉外経済事件	26,399	17%
中国国際経済貿易仲裁委員会		
国際商事仲裁 受理件数	3,395	-9%
結審数	3,586	8.5%

（出所）人民法院の統計は、肖揚・最高人民法院院長による2003年3月11日の第10期全国人民代表大会第1回会議席上の「最高人民法院工作報告」より。国際商事仲裁の統計は、各年の中国国際経済貿易仲裁委員会活動報告より。

表2 外資系企業の紛争態様と解決法

紛争当事者	紛争内容	紛争解決法	紛争解決機関
国際契約相手企業	契約不履行 不法行為など	(1)裁判	人民法院 調停センター 国内仲裁委員会 国際経済貿易仲裁委員会 行政機関
合併パートナー	合併契約不履行 解散・撤退など		
国内取引企業	契約不履行 不法行為 不正競争など	(2)裁判外	対外経済貿易合作部 工商行政管理局など
消費者	不法行為 製造物責任など	①和解	同上 消費者協会
労働者	労働契約不履行 契約解除・解雇など	②調停	
行政機関	行政処分不服など	③仲裁	労働仲裁委員会
			各行政機関 税務局など

紛争処理法としては、調停と仲裁があげられるのが通常であろう。そこで、以下では、裁判について、ごく簡単に叙述する。

2 裁判

中国の現行の裁判制度は、人民法院組織法（1979年7月5日公布、1980年1月1日施行、1983年9月2日改正）により定められている。

人民法院組織は、**図1**に示すとおりである。

外国企業が中国において裁判制度を利用する場合、涉外事件であるとの判断がなされることになる。この点について、「民事訴訟法（1991年4月9日公布、同日施行）」は、その第4編に涉外民事訴訟手続の特別規定を設けている。

涉外事件となる要件は、次のとおりである。

第一に、訴訟当事者の一方または双方が、外国人、外国の企業もしくは団体であることである。

第二に、民事法律関係の発生・変化を引き起こし、または消滅させる法律事実が外国で発生した場合である。これには、当事者が外国人、外国企業または組織ではなくても、その双方間の民事関係の発生・変化および消滅した法律事実が中国の国内において発生したのではなく、外国に存在す

る場合も含まれる。

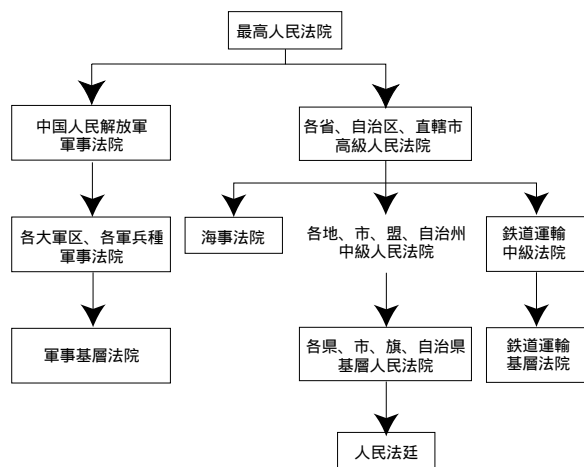
第三に、訴訟当事者の係争財産が外国にある場合である。または、当事者が外国人、外国企業または組織でなくても、係争財産が中国の国内ではなく、外国に存在する場合である。

涉外事件の場合には、中級人民法院が第一審を管轄する（第19条）、人民法院が扱う経済事件の数は、急激に増えてきている。経済紛争の中に、合弁企業と中国の国有企業などとの取引をめぐる紛争や、合弁企業と消費者との間のトラブルなどが含まれている。また、涉外事件には、合弁企業のパートナー間の紛争や、合弁企業と外国企業との間の紛争などが含まれている。

中国において、中外合弁企業契約、中外合作企業契約、中外合作自然資源探査開発契約の履行に起因して紛争が発生し、提起された訴訟は、人民法院が管轄する（第246条）と規定されているが、この場合の人民法院とは、涉外事件であるから中級人民法院を意味する。

ここでは、公判手続と見出しをつけたが、紛争の発生から判決の確定、さらに強制執行までの流れについて、紙幅の都合上、詳述できないので**図2**によって示す。（つづく）

図1 人民法院組織図



(出所) 最高人民法院办公厅資料より

図2 訴訟の流れ

